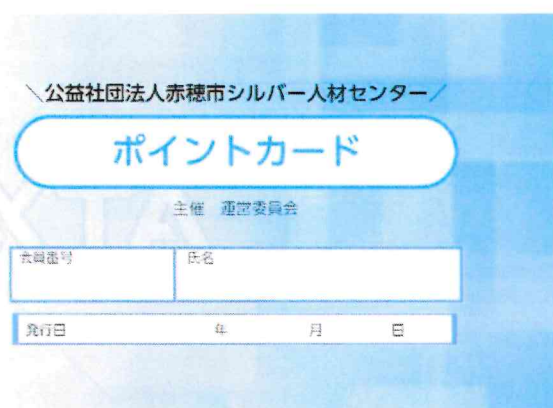


積極的にシルバー事業に参加しよう！！

会員向け



ポイント制度

※定時総会などのシルバー実施事業参加時にポイントを付与します

※ポイントが貯まったらポイント数に応じた商品券と交換できます

主催 公益社団法人赤穂市シルバー人材センター運営委員会

会員向け「ポイント制度」について

ポイント制度とは、会員の皆さまがセンターの行事や事業等に積極的に参加していただき組織の活性化を目指すもので、参加していただく内容に応じてポイントを付与し、ポイントカードに貯まったポイントと商品券を交換する制度です。

1. ポイントカードの受け取りについて

ポイント対象事業等へ参加される時、もしくは発行を希望される場合にお渡しします。(発行日から2年間有効)

ただし、ポイントカードを失くした等の場合、カードの再発行はしますが、ポイントの移行や合算はできません。

※カードは大切に保管してください。

2. ポイントの付与について

ポイントの対象となる事業等への参加時にポイントカードを提示していただくことで、職員がポイントを付与します。

※ポイントカードを忘れずにお持ちください。

3. ポイントの交換について

ポイント数に応じた商品券とポイントカードを交換できます。

4. その他

制度の詳細については、実施要綱をご覧ください。

公益社団法人赤穂市シルバー人材センター会員向けポイント制度実施要綱

1 趣旨

この要綱は、公益社団法人赤穂市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員を対象としたポイント制度の実施に関し、必要な事項を定める。

2 目的

センターが行う事業活動等へ参加したセンターの会員に対してポイントを付与し、ポイント数によって会員に還元することにより、センターへの帰属意識の高揚と入会促進を図り、経営の安定化を目的とする。

3 主催

公益社団法人赤穂市シルバー人材センター運営委員会

4 ポイント対象事業等

対象事業等	ポイント数	備考
定時総会	1	委任状による参加は対象外
地域班会議	1	
班長・副班長会議	1	
各種講習会	3	
親睦委員会行事 (ボランティア活動)	3	
親睦委員会行事 (ボランティア活動以外)	1	
会報への寄稿	3	
安全標語応募	1	
新規会員紹介	4	入会に至った場合
新規お客様紹介	1	契約に至った場合
その他		センター事業への貢献度に応じ運営委員会委員長が決定する

5 ポイントの管理方法等

- (1) ポイントの管理は、センターが会員に発行するポイントカードにより行う。
- (2) ポイント対象事業等参加時に、会員が持参するポイントカードへセンター事務局職員が押印すること等によりポイントを付与する。
- (3) ポイントカードの紛失・破損等による補填はできない。また、複数枚のポイントカードのポイントは合算できない。
- (4) ポイントカードの有効期限は、発行から2年間とする。
- (5) ポイントカードの不正利用が確認された会員は、還元された商品券を返却するとともに、今後一切のポイントが付与されない。

<<ポイントカード見本>>

6 ポイントの申請方法及び還元内容

(1) 申請方法

センター事務局へ還元に必要なポイントが貯まったポイントカードを提出する。

(2) 還元内容

ポイント数	還元内容
10	商品券1,000円分
15	商品券1,500円分
20	商品券2,000円分

7 その他

この要綱に定めるもののほか、センター会員向けポイント制度について必要な事項は、運営委員会委員長が別に決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。